

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の生活保護	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成27年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

平成28年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
203	1	13	217

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第5章 地区担当現業員の事務

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
80 意見 【新規担当から地区担当への引継書類】 個別のケースごとに使用される引継書については、チェックリスト方式にすることで、引継事項、注意事項の漏れをなくす工夫をすることが望ましい。	引継事項、注意事項の漏れをなくしていくため、「引継書」にチェックリスト方式を取り入れていく。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6166	107
82 意見 【担当変更時の引継】 個別のケースごとに使用される引継書については、チェックリスト方式にすることで、引継事項、注意事項の漏れをなくす工夫をすることが望ましい。	引継事項、注意事項の漏れをなくしていくため、「引継書」にチェックリスト方式を取り入れていく。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6166	108

第7章 保護費

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
111 指摘 【タクシー券の交付基準・手続規程】 タクシー券の交付を継続するのであれば、タクシー利用及びタクシー券交付の適否を審査するための基準と手続規程を早急に作成すべきである。その際には、岐阜市生活保護医療扶助審議会を活用するなど組織的に検討できるようなものにすべきである。	タクシー券の交付については新規の交付は廃止しており、既に交付を受けている被保護者についてもタクシー券の交付を順次廃止し、払い戻しによる扶助に切り替えていく。	×	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	149
118 指摘 【タクシー会社との契約と見積り】 タクシー券を利用するのであれば、複数の見積りを徴収すべきである。	タクシー券の交付については新規の交付は廃止しており、既に交付を受けている被保護者についてもタクシー券の交付を順次廃止し、払い戻しによる扶助に切り替えていく。	×	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	154
119 指摘 【タクシー会社との契約と契約書】 タクシー券の交付を継続するのであれば、タクシー会社との間で、監督及び検査や調査条項など岐阜市がタクシー券を管理するための条項を盛り込んだ契約書を作成すべきである。	タクシー券の交付については、新規の交付は廃止しており、既に交付を受けている被保護者についてもタクシー券の交付を順次廃止し、払い戻しによる扶助に切り替えていく。	×	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	155
128 指摘 【レセプト点検等業務委託契約-「契約締結同」の事務決裁】 事務決裁規則違反の可能性がある、そうであれば、次年度以降、同種の契約を締結する際には、契約依頼書兼執行伺書に福祉部長の決裁があることを確認すべきである。	事務決裁規則を改正(実施中)し、単価契約における決裁区分を明確にした。	○	行政部	契約課	2758	170

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の生活保護
監査実施年度	平成27年度
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日
監査委員公表日	平成29年4月25日

結果欄の記載方法
 ○、△、×のいずれかを記入
 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
 △:検討中 検討中のもの
 ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第7章 保護費

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
129 意見 【単価契約の「契約締結伺」-事務決裁】 明確性の見地から、岐阜市事務決裁規則 別表第1 財務に関する事項 ア 支出負担行為等に関する事項 単価契約の「契約締結伺」と委託契約における「業務委託設計書兼施行伺書」、「契約依頼書兼執行伺書」との関係を明確にすることが望ましい。 また、併せて、岐阜市事務決裁規則別表第2「個別専決事項」の契約課に関する事項において、契約課所管の単価契約の契約締結伺に関する事項を明記することが望ましい。	事務決裁規則を改正(実施中)し、単価契約における決裁区分を明確にすることで、関係書類との整合性を図った。 また、契約課所管の単価契約については、個別専決事項の「契約課に関する事項」に「5 契約の締結」(専決者課長)の区分に含まれるものと解する。	○	行政部	契約課	2758	170
133 意見 【複数単価契約の性質】 随意契約該当性を判断する担当の便宜という観点からも、複数単価契約を随意契約ととらえるのであれば、何号に該当するのか、岐阜市随意契約ガイドライン上に明確に定めることが望ましい。	複数単価契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと解するが、そもそも随意契約ガイドラインの例示は、特定の者(一者)と契約する場合のものであり、複数単価契約を含め二者以上の者からの見積合せにより相手方を決定する場合は、この例示には含めていない。	×	行政部	契約課	2758	174
137 意見 【委託契約の業務の調査時期】 債務不履行責任等は契約終了後も追及しうるものであるから、他の自治体等の実情も踏まえ、調査を契約後も実施できるようにする条項を入れることを検討することが望ましい。	業務の完了後も債務不履行責任等に係る調査を実施するための条項の文言や導入の可否について引き続き調査研究する。	△	行政部	契約課	2758	176

第9章 費用返還及び徴収

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
157 意見 【年金遡及受給】 障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について検討すると望ましい。	年金調査員は当面配置せず、障害年金の受給条件に係るケースワーカーへの研修により、対応していく。	×	福祉部	生活福祉一課・二課	6169	205
171 指摘 【被保護者死亡後の対応】 分割返済の途中で被保護者が死亡した場合、相続人を調査し、相続人からの債権の回収を行うべきである。 相続人から相続放棄をしたとの主張がなされた場合には、家庭裁判所が交付する申述受理証明書を提出させるべきである。	被保護者が死亡した場合には、相続人からの回収の可否を確認していく。相続人から相続放棄をしたとの主張がなされた場合には、家庭裁判所が交付する申述受理証明書を提出させるようにする。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	219
172 意見 【債権の管理体制-外部委託の検討】 債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい。	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	219

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の生活保護	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成27年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第9章 費用返還及び徴収

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
180 指摘 【扶養義務調査の結果の活用】 調査結果に基づき、明らかに扶養義務を履行することが可能であるのに履行していない扶養義務者の存否、十分な扶養能力があるにもかかわらず正当な理由なくして扶養を拒んでいる重点的扶養能力調査対象者の存否を確認し、調停又は審判の申立てや法第77条の適用を検討すべきである。	法第77条に基づく費用徴収に関するマニュアルとして、「生活保護における扶養義務調査等実施の手引き(平成27年3月厚生労働省社会・援護局保護課)」に基づき対応する。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6166	223
181 指摘 【扶養義務調査の結果の活用】 扶養義務者の扶養能力や扶養の履行状況は変動するものであり、前回の調査でどうであったかを確認しながら調査をしていくことが重要であることから、上記【指摘】の検討過程を記録しておくべきである。	法第77条に基づく費用徴収に関するマニュアルとして、「生活保護における扶養義務調査等実施の手引き(平成27年3月厚生労働省社会・援護局保護課)」に基づき対応する。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6166	223
182 指摘 【扶養義務者への資産の移動】 扶養義務者に被保護者の資産が移動した場合には、法第77条の適用を検討すべきである。	法第77条に基づく費用徴収に関するマニュアルとして、「生活保護における扶養義務調査等実施の手引き(平成27年3月厚生労働省社会・援護局保護課)」に基づき対応する。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6166	224
183 指摘 【手続規程】 法第77条の積極的な活用を図るため、手続きの流れを示したマニュアル等を作成し、研修を行うべきである。	法第77条に基づく費用徴収に関するマニュアルとして、「生活保護における扶養義務調査等実施の手引き(平成27年3月厚生労働省社会・援護局保護課)」に基づき対応する。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6166	224